

ハラスメントの防止等に関する要綱

平成11年3月30日 島教総第944号
教育長通知

改正 平成13年8月29日島教総第274号
平成22年7月1日島教総第247号
平成24年10月29日島教総第508号
平成26年4月1日島教総第1171号
平成29年2月27日島教総第599号
令和2年11月5日島教総第590号

(趣旨)

第1条 この要綱は、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮のため、男女共に働きやすい職場環境を確立することを目的として、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に迅速かつ適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等ハラスメントの総称
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動
- (3) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなもの
- (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場における次に掲げるものをいう。
 - ① 妊娠又は出産したこと及び、妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかつたこと又は能力が低下したことに関する言動
 - ② 妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用を妨げる言動
- (5) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及び妊娠、出産、育児又は介護に関する制度又は措置の利用を妨げること並びにハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること

(職員等の責務)

第3条 職員は、ハラスメントをしてはならない。

- 2 職員は、「ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項等についての指針」(別紙1)を十分認識して行動するよう努めなければならない。
- 3 職員を監督する地位にある者(以下「監督者」という。)は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合や、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が職員からなされた場合には、苦情相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、監督者に対する指導等により、ハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントやハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- 2 所属長は、当該所属の職員が他所属の職員からハラスメントを受けたとされる場合には、当該他所属の職員の所属長に対し、当該他所属の職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他所属に対する指導等の対応を行うよう求めなければならない。この場合において、当該調査又は対応を行うよう求められた所属長は、これに応じて必要と認める協力を行わなければならない。
- 3 所属長は、苦情相談を行った職員、事実関係の確認に協力した職員、職員に指導等を行った監督者又は相談員が、職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。
- 4 所属長は、職員に対し、前条第2項の指針の周知徹底を図らなければならない。

(研修等)

第5条 所属長は、職員に対し、ハラスメントの防止等のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るのに必要な研修等を実施するものとする。

- 2 所属長は、所属において実施する研修等について、毎年度4月末日までに当該年度の実施計画を定め、また、毎年度3月末日までに当該年度の実施結果をとりまとめ、それぞれ教育庁総務課長(県立学校については学校企画課長)へ報告するものとする。

(苦情相談)

第6条 職員からのハラスメントに関する苦情相談に対応するため、教育委員会に苦情相談を受ける職員(以下「相談員」という。)を配置する。

- 2 前項のほか、所属長は、所属に複数の相談員(原則として女性、男性各1名以上を含むこと。)を配置し、その配置状況について毎年度4月末日までに教育庁総

務課長（県立学校については学校企画課長）へ報告するものとする。

- 3 職員は、相談員のほか、所属長、教育庁総務課長、学校企画課長、人権同和教育課長又は島根県公益通報制度（公益通報等に係る対応に関する要綱）に定める外部窓口委員（以下「相談員等」という。）に対して苦情相談をすることができる。
- 4 所属長は、相談員の氏名、連絡先等について、職員に周知しなければならない。

（苦情相談への対応）

第7条 相談員等は、職員から苦情相談を受けたときは、事実関係の確認、相談者に対する助言、関係者に対する指導及び必要な調整を行うなど、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

- 2 前項の場合において、相談員等は、「ハラスメントに関する苦情相談への対応についての指針」（別紙2）に十分留意しなければならない。

（体制の整備）

第8条 所属長は、研修等の計画・実施や苦情相談への対応について、所属の相談員又は監督者等と相互に連絡調整等を行うため、定期的な会議の開催又は組織の設置など、必要な体制の整備を図るものとする。

- 2 所属長は、所属の体制の整備に関する実施計画及び実施結果を、第5条第2項の報告に併せて毎年度教育庁総務課長（県立学校については学校企画課長）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の年度においては、第4条第2項及び第5条第2項の規定にかかわらず、4月末日までに行うこととされている報告は、9月末日までに報告するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の年度においては、第4条第2項及び第5条第2項の規定にかかわらず、4月末日までに行うこととされている報告は、7月末日までに報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月5日から施行する。